

常総市選挙管理委員会告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号),第74条の2第2項の規定に基づいて,
令和3年5月28日から令和3年6月3日までの7日間,常総市条例制定請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったので,有効署名の総数を次のとおり告示する。

令和3年 6月 4日

常総市選挙管理委員会
委員長 五月女 安彦



有効署名の総数 3,766人